

行 政 報 告

(令和 5 年第 3 回臨時会)

(報告事項)

- 1 こども園つみきにおける新型コロナウイルス感染の状況について

令和 5 年 5 月 1 2 日

行 政 報 告（令和 5 年第 3 回臨時会）

令和 5 年第 3 回厚真町議会臨時会にあたり、こども園つみきにおける新型コロナウイルスの感染についてご報告いたします。

4 月 2 0 日（木）に園児 1 人の陽性が確認された以降、5 月 2 日（火）までの間に園児 2 1 人（みなし陽性含む）、職員 3 人の感染が確認されました。

このたびの感染拡大における町の対応については、これまでと同様に、園内での濃厚接触が疑われる園児及び職員に対して抗原定性検査キットを配布し、自己検査を行っていただき、陽性でないことを確認した上で登園していただく対応をとっております。また、職員による消毒や換気等の基本的な感染予防についても徹底を図っております。

保育所等は、このような感染拡大状況下においても社会機能の維持のために事業の継続が求められる事業者として位置づけられているところであり、町としても、必要な方に対する保育が継続して実施されるよう、感染予防に最大限配慮しつつ原則開所することとしています。

同月 8 日（月）には、最後の感染者が療養期間を終え、現在、宮の森こども園を含め、園児、職員ともに感染者はいないことを確認しています。

このたび罹患された園児とご家族の皆さまには、あらためてお見舞いを申し上げます。

こども園における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組については、同感染症が 5 月 8 日に感染症法上の 5 類感染症へ移行したことを受け、こども園つみきにおける感染症拡大の終息が確認できた時点で一部変更しています。

主な変更内容としては、園内で陽性者が発生した場合における濃厚接触が疑われる園児のリストアップと、当該園児への登園前の抗原検査キットの配布に

よる任意検査は行わないこととしています。

また、園児が感染した場合は、発症日を0日として5日間かつ症状軽快後24時間程度経過するまで登園自粛とし、園児の同居家族が感染した場合も可能な限り登園を控えていただくようご協力をお願いしています。

なお、今後も、園内の換気や手指消毒の励行等の基本的な感染防止対策は継続いたします。保護者に対しては、園内の感染状況について速やかに情報提供を行うとともに、お子さんの健康観察と、発熱・咳などの風邪症状がある場合は登園を控えていただくようご協力をお願いし、園における感染リスク軽減にご理解とご協力を求めてまいります。

以上ご報告申し上げます。